

2021年3月19日

## サービス料金について

タントゥアン輸出加工区内工場の月当たりのサービス料金は以下の通りです。

### 12番通り工場、15番通り工場

#### 1. 建物利用料

- ◆製造利用での1階は専有部分1㎡当たり5ドルとする。
- ◆製造利用での2階は専有部分1㎡当たり4.5ドルとする。
- ◆事務所利用では専有部分1㎡当たり5ドルとする。
- ◆弊社が指定する事務所は専有部分1㎡当たり10ドルとする。  
指定の事務所の建物利用料には、電源、空調、照明の設備の賃貸料金と保守費用を含む。
- ◆サブリース（ベトナム国内法人との契約）は専有部分1㎡当たり5ドルとする。

#### 2. 管理業務基本料

管理業務基本料は専有部分1㎡当たり1.6ドルとする。  
(毎年1月1日に0.1ドルずつ値上げする。)  
但し、最低料金を530ドルとする。  
(毎年1月1日に30ドルずつ値上げする。)

#### 3. 共用施設利用料

従業員一人当たり10ドルとする。

#### 4. 生産額比例管理費

1～3及び操業に関する経費の合計額の5%を請求する。  
但し、税関登録を行う材料の購入費用に対しては3%とする。  
尚、サブリース契約では請求しない。

※トイレは1社で占有するする場合も、賃貸契約の面積から除外する。

タントゥアン輸出加工区外でレンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースを契約する場合の月当たりの料金は以下の通りです。

#### 輸出加工区外支店でのマネジメントサービス

##### 1. 管理業務基本料

530 ドルとする。

(毎年1月1日に30ドルずつ値上げする。)

但し、ベトナムで法人化した企業が自社の名義で手続きが必要なものについては、弊社はコンサルティングサービスのみを提供する。

##### 2. 生産額比例管理費

上記1及び操業に関する経費の合計額の5%を請求する。

尚、ベトナム国内法人との契約では請求しない。

##### 3. 税務コンサルティングサービス料

法人化した企業への税務コンサルティングサービス料は530ドルとする。

サービス料には会計ソフトの購入費とライセンス更新費用を含む。

(毎年1月1日に30ドルずつ値上げする。)

税務コンサルティングサービスとは、財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）を作成するサービスと税務に関するコンサルティングを言う（現金の出納・管理、記帳は行わない）。

##### 4. 付加価値税（VAT）

ベトナム国内法人との契約の際には、VAT10%を請求する。

UNIKA VIE-PAN CO., LTD.

GENERAL DIRECTOR

三浦雄一郎